② 応募グループは、構成される企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。

③ 応募グループは、契約締結までに本事業を行うことを目的とする特別目的会社（会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社。以下「ＳＰＣ」という。）を設立することを基本とする。

なお、応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、次のアからウまでの要件を全て満たす場合をいう。

ア 会計決算報告において、直近３期が債務超過でないこと。

イ 会計決算報告において、経常収支が３期連続で赤字でないこと。

ウ ３期以上の決算を迎えていること。

④ 上記③のＳＰＣの設立において、構成員はＳＰＣに出資すること。

また、ＳＰＣへの出資については、次のアからウまでの要件を満たすこと。

ア 構成員は、ＳＰＣの株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有すること。

イ 代表企業の議決権保有割合が株主中唯一最大となること。

ウ ＳＰＣの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有することとし、あらかじめ北海道開発局札幌開発建設部（以下「札幌開発建設部」という。）の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

⑤ ＳＰＣを設立する場合は、構成員以外の者で、事業者より業務を受託し又は請負うことを予定する者（以下「協力企業」という。）についても、第一次審査資料の提出時に協力企業として明記すること。

なお、協力企業とは、ＳＰＣの設立において、ＳＰＣに出資しない企業のことである。

⑥ 応募にあたり、構成員又は協力企業それぞれが、１⑸に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。

なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が工事監理業務と工事業務のうち整備工事業務を実施することはできない。

また、１⑸に掲げる業務以外の業務を実施する企業は、実施する業務を明らかにすること。

⑦ 構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までに構成員又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、札幌開発建設部と協議するものとし、札幌開発建設部が変更を認めた場合はこの限りではない。また、既存ストックを活用する工事を行うこととなった場合は、札幌開発建設部と協議し、札幌開発建設部の事前の承諾を得た上で、構成員、協力企業又はその他第三者に対して、既存ストックに係る業務を直接委任し又は請け負わせることができる。

⑧ 構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募グループの構成員又は協力企業でないこと。

⑨ 構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の応募グループの構成員又は協力企業でないこと。

⑩ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。詳細は入札説明書による。

ア 資本関係

イ 人的関係

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

⑵ 応募者共通の参加資格要件　構成員及び協力企業は、次の①から⑩までの要件を満たさなければならない。

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② ＰＦＩ法第９条の規定に該当しない者であること。

③ 第一次審査資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、北海道開発局長から「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）及び「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」（平成13年12月18日付け北開局会第611号）に基づく指名停止を受けていないこと。

④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤ 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

⑥ 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再決定を受けていること。

また、決定を受けていない者も第一次審査資料を提出することはできるが、第二次審査資料の提出の日までに当該資格の決定を受けていなければならない。

⑧ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑦の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑨ 札幌開発建設部が委託した本事業に係るアドバイザー業務に携わったパシフィックコンサルタンツ株式会社及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

⑩ 札幌開発建設部が設置した「国道12号白石本通第二電線共同溝ＰＦＩ事業有識者等委員会」の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

⑪ 上記⑨及び⑩において、「資本関係又は人的関係においての関連のある者」の詳細は入札説明書による。

⑶ 調査・設計企業の参加資格要件　構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる調査・設計業務を実施する者（以下「調査・設計企業」という。）は、次の①から⑥までの要件を満たさなければならない。ただし、調整マネジメント業務（設計段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次の②の実績を有する者又は２⑷に掲げる工事企業の参加資格要件②を満たす者であれば良いものとする。

① 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

② 以下に示す業務について、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成27年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において１件以上の実績を有すること。

・道路法上の道路における電線共同溝の詳細設計業務

③ 実績として挙げた個々の業務評定点が60点以上であること。ただし、「北海道開発局委託業務成績評定要領」（平成７年４月３日付け北開局工第２号）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

④ 令和５年度から令和６年度末までに完了した業務のうち、北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績が無い場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業種区分）の「土木関係コンサルタント業務」の平均業務評定点が60点以上であること。ただし、業務の実績がない場合はこの限りでない。

⑤ 業務実績については、我が国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあっては、我が国における業務実績をもって判断するものとする。なお、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

⑥ 次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。なお、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。外国資格を有する技術者（我が国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣ